

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 令和7年度陸上自衛隊久留米駐屯地で使用する電気
- (2) 需要場所 福岡県久留米市国分町100
陸上自衛隊久留米駐屯地
- (3) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧 (標準電圧) : 6,000ボルト
- ③ 計量電圧 (標準電圧) : 6,000ボルト
- ④ 標準周波数 : 60ヘルツ
- ⑤ 電気方式 : 1回線受電
- ⑥ 受電設備の総容量 : 5,955キロボルトアンペア
- ⑦ コンデンサー容量 : 300キロボルトアンペア
- ⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 有 (氷蓄熱 1.72m³)

(昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。)

計量電圧 (標準電圧) 200ボルト

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 1,700KW
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)
- ② 予定使用電力量 : 5,620,000kWh
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり。)
- ③ 令和6年度月別最大負荷曲線及び、令和6年度夏季最大日負荷曲線
(別添の参考1及び、参考2のとおり。)
- ④ 令和5年度月別最大負荷曲線及び、令和5年度夏季最大日負荷曲線
- ⑤ 月別最大電力予想表

(3) 契約期間

自令和7年4月1日 0:00から至令和8年3月31日 24:00

(4) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照：付紙第1・2・3

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要<http://there100.org/technical-guidance>

(5) 電力量等の計量

- ・自動検針装置 : 有
- ・電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ・計量器の構成 : 電力需給用複合計器 (時間帯別・精密級)

(6) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊久留米駐屯地が構内1号柱に施設した気中開閉器の電源側電線端子と九州電力株式会社の架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(ただし計量地点に供給者が設置した計量装置は供給者の所有とする。)

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払い方法

- ① 官側が支払うこととする。
- ② 毎月始めに、電気使用量等を、電気料金内訳書 (様式は随意) にて官側に送付することとする。
- ③ 契約業者は②の通知に基づいた請求書を作成し請求を行うこととする。

(10) その他

- ① 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定
- ② フリッカー発生機器等電気の質に影響を与える様な負荷設備は特に有していない。
- ③ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し、別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- ④ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準 (託送) 供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金等、電気事業者における再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

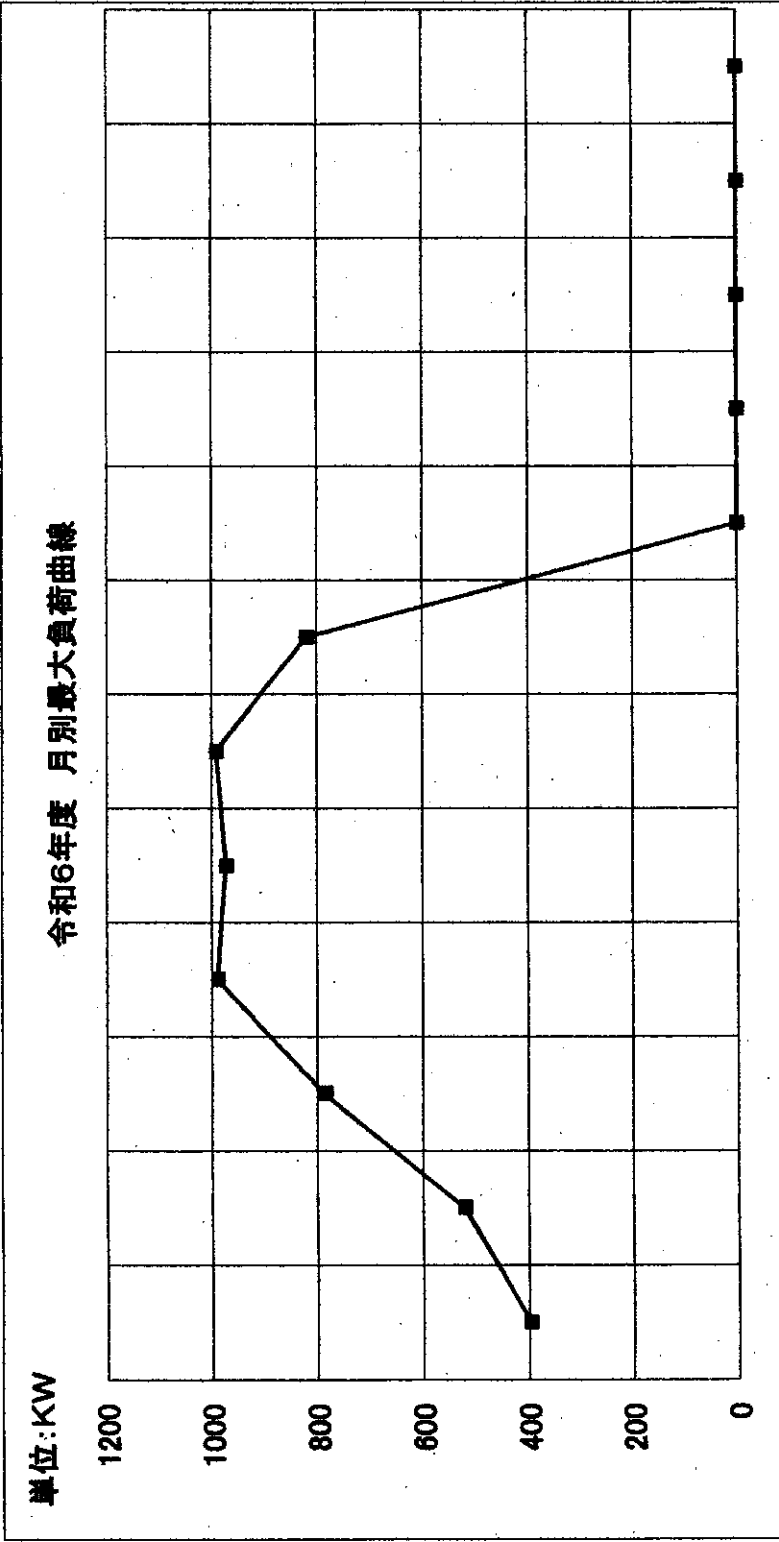
月別予定使用電力量

(令和7年4月～令和8年3月)

項目 月	使用電力量 (キロワット時)	昼間電力量 (キロワット時)	夜間電力量 (キロワット時)	ピーク電力量 (キロワット時)	備 考
4	173,000	104,000	69,000		
5	175,000	105,000	70,000		
6	432,000	251,000	181,000		
7	627,000	395,000	162,000	70,000	
8	679,000	428,000	171,000	80,000	
9	654,000	412,000	172,000	70,000	
10	410,000	301,000	109,000		
11	350,000	249,000	101,000		
12	600,000	421,000	179,000		
1	650,000	455,000	195,000		
2	550,000	387,000	163,000		
3	320,000	226,000	94,000		
合計	5,620,000	3,734,000	1,666,000	220,000	

(注)

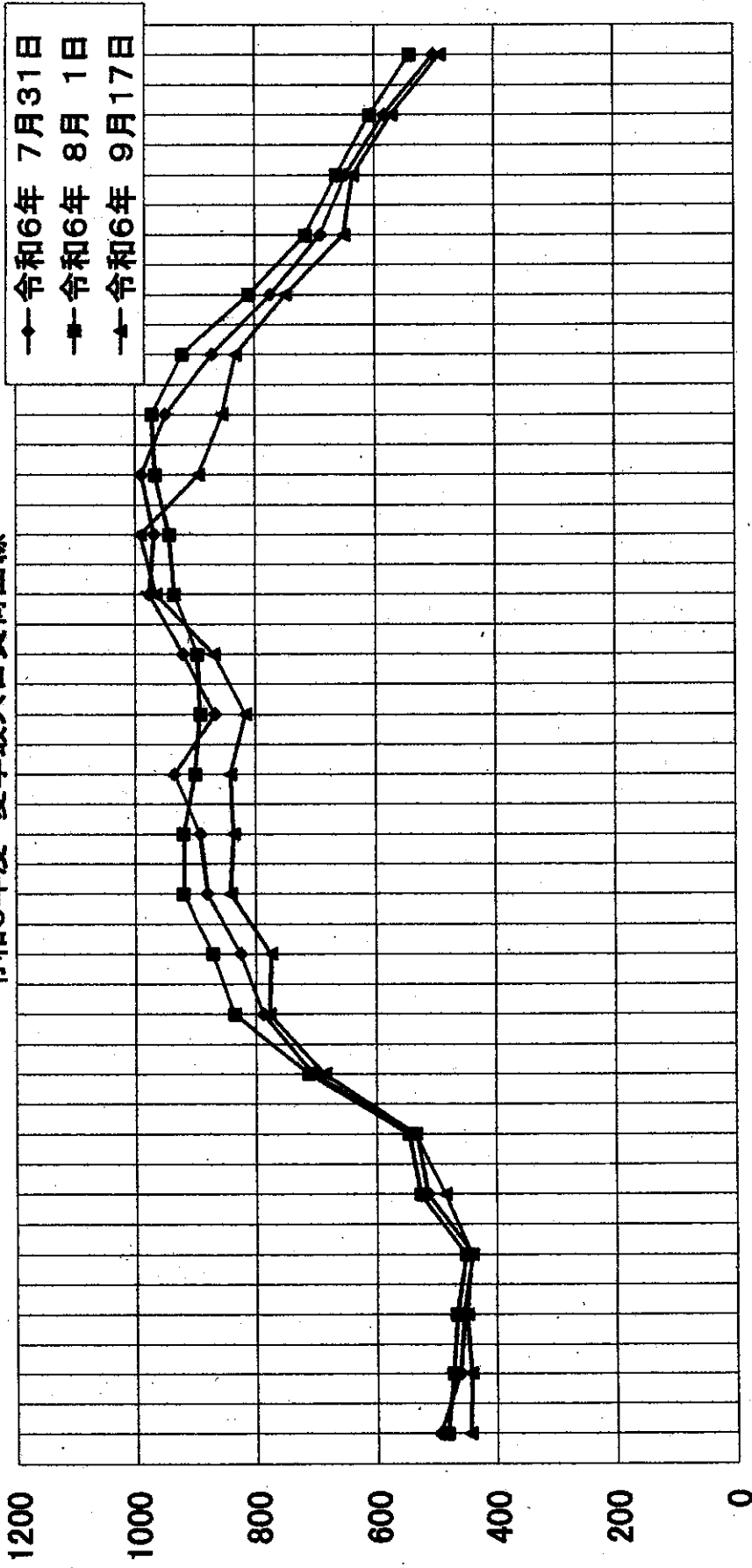
- ・昼間電力量……毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量
ただし、ピーク時間および以下の「休日等」に定める日の
該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量……ピーク電力量、昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・ピーク電力量……夏季(7月1日～9月30日までの期間)の毎日午後1時から
午後4時までの時間で使用する電力量
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で
使用する電力量を除く。
- ・休 日 等……日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および
1月2日、1月3日5月1日、5月2日、12月30日、12月31日



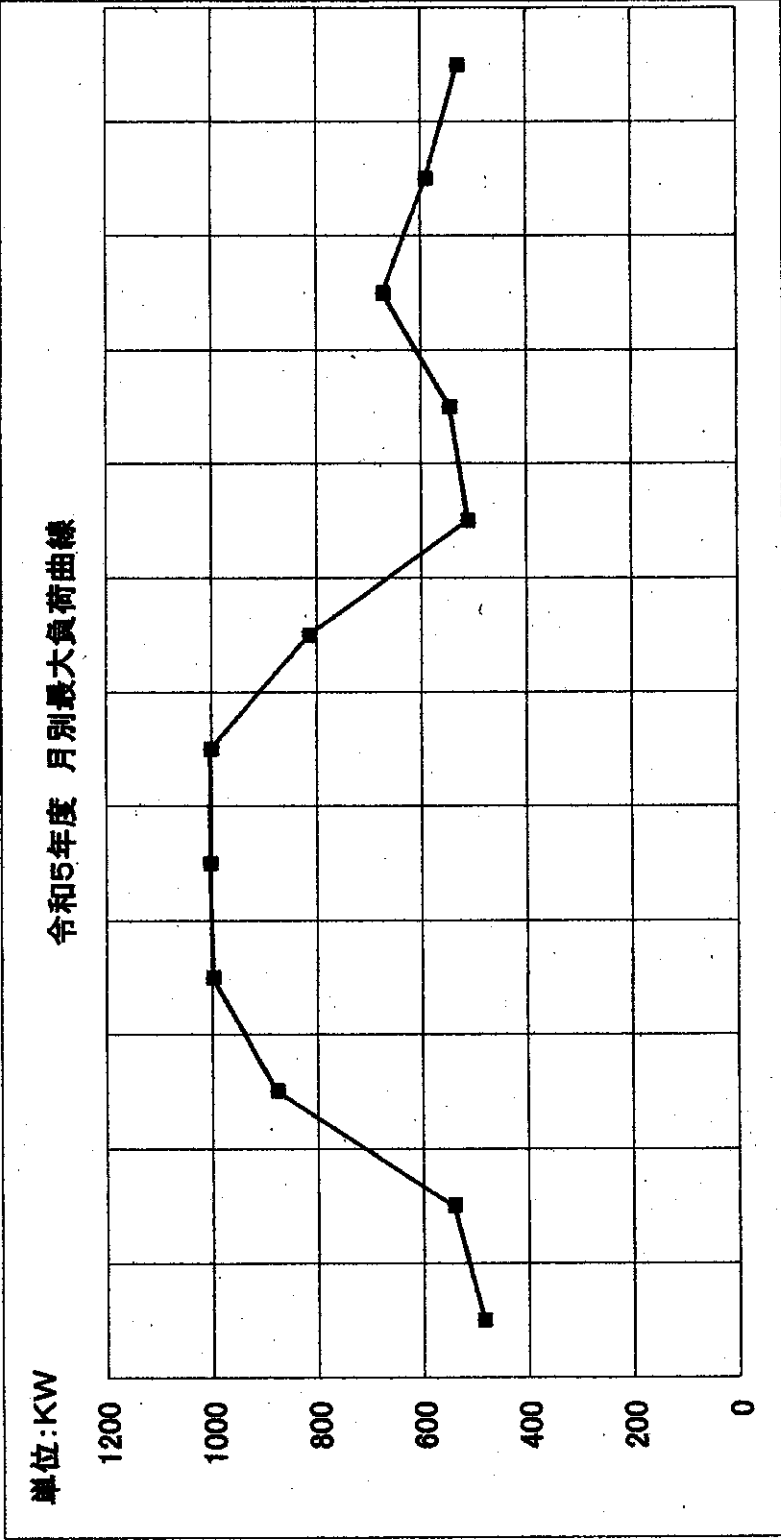
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	3	31	13	31	1	17	1					
最大電力(KW)	396	521	785	989	972	991	818					

令和6年度 夏季最大日負荷曲線

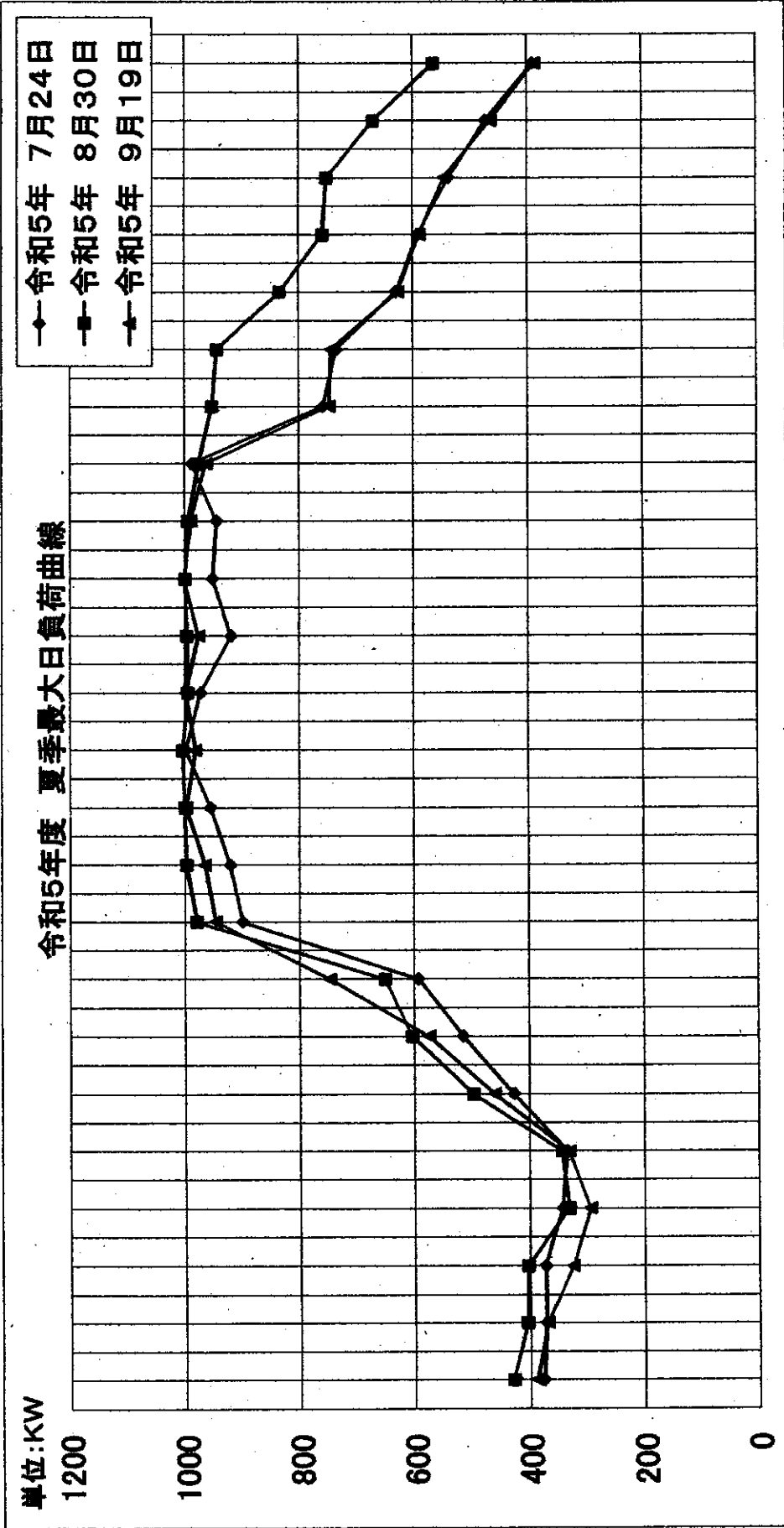
単位:KW



日 時	0100	0200	0300	0400	0500	0600	0700	0800	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400
令和6年 7月31日	484	460	454	439	513	532	704	787	825	879	891	934	868	919	976	968	989	949	870	773	690	847	583	500
令和6年 8月 1日	482	472	465	451	526	545	711	835	871	919	919	899	891	895	934	943	966	972	920	809	715	663	607	540
令和6年 9月17日	444	442	449	441	485	534	685	777	774	841	836	841	816	868	965	991	893	854	831	748	651	635	571	489



月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	30	18	29	24	30	19	4	17	21	24	8	11
最大電力 (KW)	485	542	876	998	1,003	1,001	814	511	545	672	590	530



日 時	0100	0200	0300	0400	0500	0600	0700	0800	0900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400
令和5年 7月24日	375	372	372	343	334	426	514	592	898	921	955	998	972	919	951	944	987	757	734	629	591	537	472	390
令和5年 8月30日	428	404	402	331	343	496	603	650	979	997	1000	1,003	984	996	999	994	975	952	943	833	758	751	669	583
令和5年 9月19日	398	369	324	294	331	459	574	747	946	986	997	981	998	976	1001	989	962	747	743	625	588	545	463	387

月別最大電力予想表

年 月	実 績	年 月	予 想
6年 4月	396KW	7年 4月	396KW
6年 5月	521KW	7年 5月	521KW
6年 6月	785KW	7年 6月	1,300KW
6年 7月	989KW	7年 7月	1,700KW
6年 8月	972KW	7年 8月	1,700KW
6年 9月	991KW	7年 9月	1,700KW
6年 10月	818KW	7年 10月	1,500KW
6年 11月	/	7年 11月	600KW
6年 12月	/	7年 12月	1,500KW
7年 1月	/	8年 1月	1,700KW
7年 2月	/	8年 2月	1,700KW
7年 3月	/	8年 3月	1,300KW

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

1. 企業が保有する発電設備による発電
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」ではRE100 Technical Advisory Groupが評価の上、RE100の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

提出様式例

2020年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh) [A]													
供給電力量 (kWh) [B]													
再生可能比率 (%) [A/B]													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種別	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値算定（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の再生電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生非由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
再生非由来電力量 (kWh) [A]													
供給電力量 (kWh) [B]													
再生比率 (%) [A/B]													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生非電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第361会計隊久留米派遣隊長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和元年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数			
-----------------	--	--	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和3年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を第361会計隊久留米派遣隊長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和2年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	<p>「令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和2年度の 未利用エネルギ ー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>② 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③ 令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) =</p> <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh))</p> <p>② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---